

令和4年度「介護施設等における感染拡大防止のための ゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業」について

(1) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

- ・ 本事業は、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置することにかかる経費の支援である。玄関室設置ではない整備や、消毒液を設置する棚、消毒液等の備品は補助対象外とする。(各ユニット内部の動線分離等までは対象としない。)
- ・ 対象施設は、原則ユニット型の指定を受けている施設とする。ただし、ユニット型の指定を受けていない施設であっても、ユニット型構造*であり、ユニット入口への玄関室設置がゾーニングとして適当であると考えられる場合は、その他の施設種別においても認めることとする。

※ 本事業におけるユニット型構造は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 第35条第4項(平成11年厚生省令第46号)の規程に準ずるものとする。

(2) 従来型個室・多床室のゾーニング経費

- ・ 本事業は、新型コロナウイルス感染症が発生した際に、感染者(入所者)と非感染者(入所者)の動線を分離(汚染区域と清潔区域を明確に区分)することを目的として行う従来型個室・多床室の改修等を行う事業に対する支援である。
- ・ 空気清浄機等の備品や施設内の消毒、抗菌等にかかる経費、入所者同士の動線分離にはあたらぬ改修等(感染者に対応する職員とその他職員の動線分離等)は補助対象外とする。

(対象経費の例)

入所者に感染者または濃厚接触者が発生した場合に感染者と非感染者の動線を分けることができるよう、廊下に仕切りを設け、トイレ、洗面所等を増設する。感染者が発生した場合は、仕切りを境界として汚染区域、清潔区域の区域分けを行う。

対象経費：仕切り設置に係る工事費、トイレ等の増設に係る改修費用

※ 仕切り設置(可動式でも可)のみの場合も可。

(3) 2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援

- ・ 本事業は、家族面会室の整備に係る経費に対する支援であり、面会室内に設置する備品(面会室内の机、椅子等)は補助対象外とする。
- ・ 家族と利用者が接することのないよう面会室への出入り口を複数設けること、及び対面による飛沫防止対策としてアクリル板等を設置すること、ともに満たす家族面会室を整備することが必須条件である。